

# みどり通信

第153号 2008. 6. 6

## CONTENTS

● ひと言発言	P1	● FX 2 活用事例	P7
● 税務	P3	● これからの研修	P8
● 社会保険	P4	● あとがき	P8
● 生命保険	P5	● 営業カレンダー	P9
● 一倉 定 経営心得	P6		



店にこられるお客様を、あいらしい薔薇が出迎えてくれます。  
(6/6加茂市美容院「ヘア ガレリア」にて撮影)

社長				担当

※ 貴社（貴事務所）で回覧してください。

6月

# “ひと言、發言”

今月のひと言發言は、当事務所のホームページ（<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/>）に毎日更新中のコーナー「所長のひとりごと」）を掲載いたします。

次の内容は、5月26日と6月5日のホームページ掲載のものからです。

## 『嬉しいメールが・・・』

先週末、当事務所の全てのお客様に佐川急便のメール便にて、“私は運がいい”飴を“私は運がいい！！”シールと共に、贈呈させていただいたところです。

嬉しいことに、何人かの方々から早速お礼のメールが届いております。

いくつかを紹介すると・・・

「いつもお世話様です。先ほど、飴が届きました。本当に珍しくてアイデア抜群ですね。さっそくいただきました。有難うございました。」

「本日、私は運がいいシールと飴届きました。御馳走さまです。いつもブログ読ませていただいている。色々な處で活躍しているようで、私もジャンボ宝くじでも買って貼りますかね。何だか好事有りそうです。運がいいシールで運を高めて日々頑張りたいですね。」

こちらこそメールを頂き本当にありがとうございます。

また、お客様のブログにも次のように書き込みいただきました。

昨日の朝礼で早速、従業員にもシールと飴をおすそ分けしました。ある従業員から「なめると本当に運がよくなるのですか？」と質問がありました。そして私はこんなふうに答えました。運が良いとか、悪いとかは、その人の心の持ちようですよね。

チャンスの神様が近づいたとき、明るく前向きで、プラス思考の人は、これは、いいチャンスがやってきたと感じて、サッと神様の前髪をつかむことが出来るだろうし、「どうせ私なんかダメ。」とマイナス思考で、後ろ向きの考え方をしている人は、チャンスの神様が通りがかった時に気がつかないで、神様が通り越していってしまうのではないか……と。

そんなことをお話をしたあと、みなさんニコニコとアメをもちかえりました。皆さんに幸せになってもらいたいですねえ。本当にありがとうございます。

ちなみに、この“私は運がいい”飴を全お客様に送らせていただいた際に次の文章を同封させていただきました。

当事務所は、スタッフ一同にて、お客様企業の成長・発展に貢献することを理念に掲げ、心から感動していただける業務を目指さして行動させていただいております。

## お客様各位

新緑の5月。

木々のみどりが鮮やかな季節となりました。

貴社(貴事業所)におかれましては、毎日の業務に充実した日々をお送りのことと存じます。さて、先日の“私は運がいい！！”シールの第2弾として、このたび、“私は運がいい！！”の飴を発注していたところようやくできあがりました。

「私は運がいい」という言葉を毎朝30回言い続けると、自身の運が良くなり、ひいては企業の業績等もアップするという話をお聞きいたしました。

なかなか、毎朝30回も言い続けるのは大変なので、この意識をいつも心がけられるようにと、どこにでもはれるようにとつくったのが第1弾のシールです。

今回の第2弾は、運がいいシールの金太郎飴バージョンです。

ぜひ、シールは今後とも目につくところに貼っていただくと同時に、この飴をなめていただき、更に運を高めていただければ幸いです。

貴社(貴事業所)のますますの発展をスタッフ一同心より祈念申し上げる次第です。

どうぞ、ご賞味ください。味はメロン味です。

平成20年5月

山口昇税理士事務所

スタッフ一同

## 『脳の状態を「快」に・・・』

以前にも書かせていただきましたが、ツキの最強法則を身につけると、誰でも簡単に、ツキをつかむことができるそうです。ツイいていると、面白いように成功し、面白いように夢を実現できるそうです。それは、お金を捨うツキではなく、宝くじに当たるツキでもなく、本当のツキ(社会的成功+人間的成功)のことです。「成功すると思えば、必ず成功する」のだとか。つまり、ブレイントレーニングによって無意識にマイナス思考が身についている脳のソフトを、プラス思考にすることが必要というのが結論であります。そのためには、脳の状態を「快」にしておくことが必要。

たとえば、仕事でミスをしてしまった場合で、あっという間に社内全員に知られてしまふたケース・・・。こんな時に、ふつうの人は落ち込んでしまう。しかし、徹底的にプラスの持ち主は「今、オレに注目が集まっている、つまり期待されているということだな。この次、成功したら『え、あの人が！？』とすぐに成功話が広まるに違いない！」。

このように、この人はバカじゃないか？と思わせるくらい、どんな場面でも前向きに考えられる思考を持てる人になることが大事だとか。脳は恐ろしいほど精密なので、同じ仕事でも「楽しい」と思えば「楽しいソフト」を、辛いと思えば「辛いソフト」を勝手に作ってしまうそうです。大変興味のある話です。

ということで、なんと、以上のことについて研究をされた著名な先生を加茂の地において頂きご講演をいただくことが決定いたしました。全国で活躍されておられる注目の先生であります。詳しい案内は後日。日程は、今年10月23日午後2時～5時であります。今から、日程の確保をお願いいたします。必ずや、貴社の業績アップにつながること間違いありません。どうぞ、お楽しみに・・・。

税理士 山 口 昇

## 税務

### 住宅省エネ改修促進税制について

本年度の税制改正において、地球温暖化防止に向けて家庭部門のCO<sub>2</sub>排出量の削減を図るため、既存住宅の省エネ改修を住宅ローンを借りて行った場合に、一定の要件を満たした改修工事であれば、所得税の特別控除が受けられることとなりました。

これは、従来からある住宅ローン控除との選択制となっており、また、本制度の適用にあたっては、専門機関による工事の証明が必要となっています。

以下に簡単な表にまとめてみましたが、適用を受けるにはまず、今年の12月31日までに工事をして居住をしなければならないという点に注意が必要となります。

リフォームなどをお考えの方は参考にしていただければ幸いです。

	省エネ改修促進税制	住宅ローン控除
控除期間	5年間	10年間または15年間（選択制）
対象となる住宅ローン年末残高の限度額	特定の省エネ改修工事相当分については 200万円以下 当該工事以外の部分との合計額で 1000万円まで	2000万円まで
対象となるローンの償還期間	5年以上	10年以上
控除率	2% (省エネ改修以外の部分については1%)	期間10年を選択の場合は 1~6年目 1% その後は 0.5% 期間15年を選択の場合は 1~10年目 0.6% その後は 0.4%
工事費の規模	30万円超	100万円超

また、この省エネ改修促進税制については、固定資産税についても適用があり、減額措置がとられます。こちらは、平成20年4月1日～平成22年3月31日までの省エネ改修について、翌年度分の固定資産税の3分の1を1年間だけですが、減額してもらえることとなります。（床面積制限あり）

※ 一定の省エネ改修工事とは、居室すべての窓の改修工事や、それと併せて行う床・天井・壁などの断熱工事で省エネ性能が一定レベル向上するものを言います。

※ 工事証明の専門機関は、住宅品質確保法に基づく登録性能評価機関、建築基準法に基づく指定確認検査機関、建築士法に基づく建築事務所所属の建築士となっています。

紙面の都合上、省略した内容となってしまっていますので、まずは質問確認等、お気軽に各担当者までお問い合わせ下さい。

担当：西丸 保幸

# 来月7月は算定基礎届の提出月です

## ■算定基礎届とは

被保険者が実際に受ける報酬と、すでに決定されている標準報酬月額との間に大きな差がないよう  
に、毎年1回、標準報酬月額が決め直されます。

原則として、7月1日現在の被保険者全員について、4・5・6月に受けた報酬の届出を行い、その年の9  
月以降の標準報酬月額を決定します。

この決定を定時決定といい、定時決定を行うために保険者(社会保険事務所、健康保険組合)に提出す  
る届出書を算定基礎届といいます。

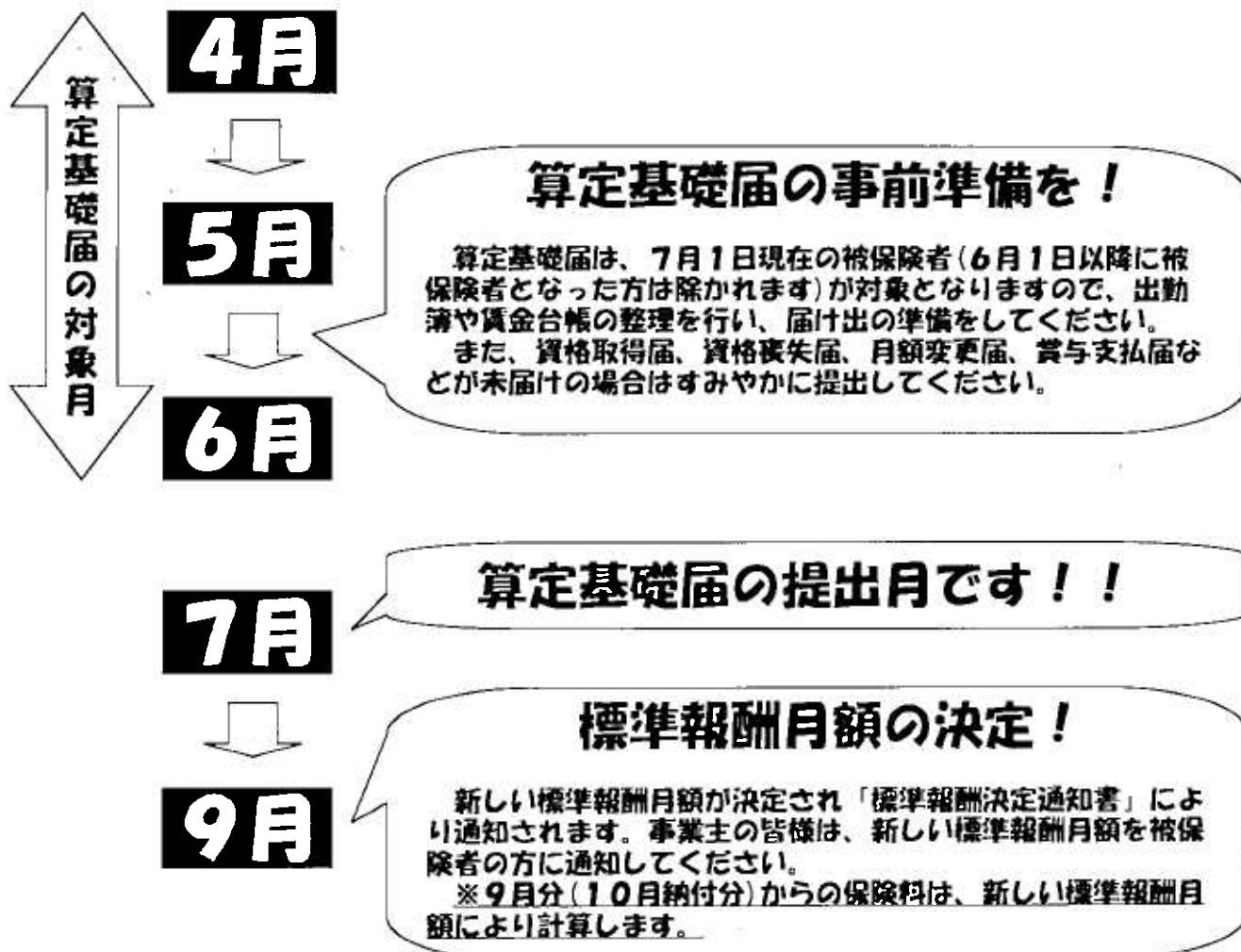
## ■算定基礎届の対象となる人

7月1日現在の被保険者全員。ただし、次に該当する人は定時決定の対象から除かれますので、本年  
度の算定基礎届の提出は必要ありません。

1. 本年6月1日以降に被保険者の資格を取得した人。
2. 本年4月に昇給などによる固定的賃金の変動や賃金体系の変更により、7月に随時改定される人。  
この場合は、算定基礎届にかえて、月額変更届を提出します。
3. 本年5月または6月に昇給などによる固定的賃金の変動や賃金体系の変更により、8月または9月  
に標準報酬月額が随時改定される予定の人。

## ■標準報酬月額の決定方法

4・5・6月に受けた報酬の平均月額を標準報酬等級区分にあてはめて、標準報酬月額を決定します。  
この標準報酬月額の決定には、4・5・6月の報酬の支払基礎日数が17日以上あることが必要とされて  
いますので、17日未満の月がある場合には、その月を除いて決定します。



今回のテーマ

## 役員の退職金について



役員退職金についての第三段です。前回までは、主に法人内部での整備について見てきました。今回は役員が退職金を受け取った時について確認したいと思います。これについても既に皆様ご承知かと思いますが、改めて確認して見ましょう。

### 1. 退職金税制のメリット

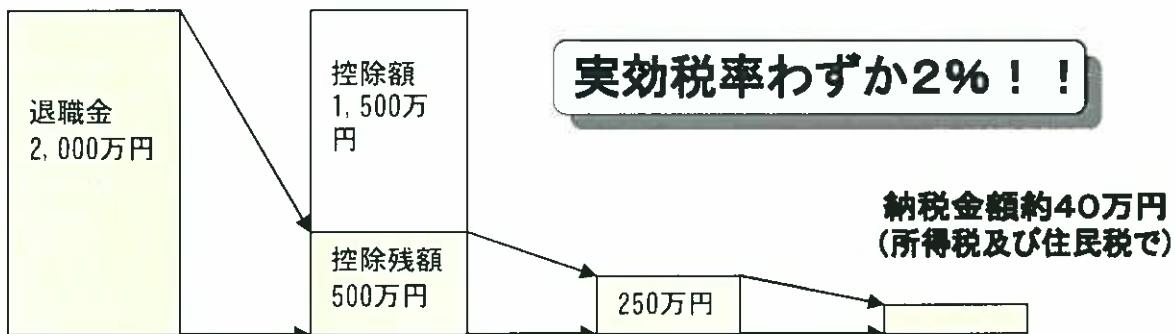
他の所得と分離して計算いたします。  
(分離課税)

勤続年数に応じた退職所得控除があります。

退職所得控除後の金額の $1/2$ だけが課税対象。  
( $1/2$ 課税)

勤続年数	退職所得控除の額
2年以下	一律 80万円
2年超 20年以下	勤続年数×40万円
20年超	800万円+ (勤続年数-20年) ×70万円

### 2. 受取額シミュレーション（勤続年数30年 退職金2000万円の場合）



- 退職金税制は現在増税傾向が進む税制の中で唯一と言っていいほど、優遇されている制度です。このメリットを最大限に活用するためにも退職金の整備は必須と言えます。是非一度担当者まで、退職金規程の見直しについて声をかけてみて下さい。

<西丸 保幸>

# 一倉定の経営心得シリーズ

その九十一

企業内に良好な人間関係が維持されているということは、革新が行われていない実証である。

企業は外部の変化に合わせて、常に自らを変えてゆかなければ生きていけない。たえず自らを変えるということは、生やさしいことではない。これを行うときには、必ずといってよい程、内部の抵抗があり、摩擦が発生するのだ。摩擦がないような内部の変更は革新ではない。これから成果の増大を期待することなどできない相談である。優れた革新ほど批判や摩擦が多く、人々を苦しめるものなのだ。：

逆説的にこれを言うならば、企業体内に良好な人間関係が維持されているということは、その企業体において革新がおこなわれていない実証である。ということは、生き残るための死にもの狂いの努力がないことであり、企業が倒産に向かって、バク進している姿そのものなのである。

大好評！！

パソコンの買い替えも安心です！！

## TOTAL グリーンプログラム とは

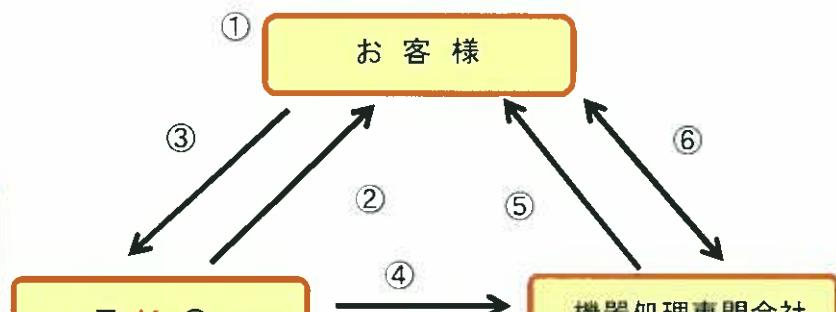
- ① 不要となった機器(パソコン、プリンタ)をTKCと提携する専門会社が買い取りいたします。外部で購入した機器も買い取ります。
- ② 機器は回収に伺いますので手間がかかりません。  
回収料金は割安！買取金額と精算してその差額をお支払いいたします。
- ③ 回収した機器は改めてデータ消去処理を行います。その後、リユースや解体、廃棄処理となります。ご要望により解体証明書も発行いたします。

なお データ消去ソフトを無償提供しますのでお客様自身でデータ消去が行えるので安心です。データの外部漏洩を防止できます。

※ プリンタの買い取り価格は機種関係なく100円です。

### 処理の流れ

- ① 新しいパソコンを購入
- ② 買取金額と回収料金概算見積り(リース物件は除く)
- ③ 不要パソコン回収依頼
- ④ TKCより機器処理専門会社に回収手続き
- ⑤ 回収日程調整後、回収に伺います。
- ⑥ 買取金額と回収料金を精算します。



「安心」をお届けする  
TKCのサポートサービスです。

個人情報の保護に関する法律が施行され、情報管理の必要性がますます高まっています。

「TOTALグリーンプログラム」を利用すれば安全に、手間がかからずに処分でき、その上環境にも配慮しています。

「TOTALグリーンプログラム」  
をご活用下さい。

# これからのお研修

新潟原点の会	三条商工会議所	7月3日（木）9:00～12:00
経営者講座 新潟活学塾	当事務所研修室	7月8日（火）13:30～15:00
掃除に学ぶ会	県立西川竹園高等学校	7月13日（日）8:30～12:00



## あとがき

世の中で生活する上で「人に迷惑をかけない」ということは、とっても大切なことだと私は思います。しかし、「スーパーで駐車禁止の場所に駐車する」「犬のウンチを持ち帰らない」「携帯電話のマナーを守らない」等、“自分だけ良ければいい”というような行動をする人が増えてきているように思います。このような人は、人を思いやる気持ちがなくなっているのではないでしょうか。

我が家のおトイレには相田みつをさんの日めくりカレンダーがかけてあります。そのカレンダーには、「人としてこうありたい」ということが、やさしい言葉で書いてあります。毎日そのカレンダーを見て、自分自身の行動を見つめ直し、「人に迷惑をかけない」「人にやさしく」を心がけていきたいと思います。

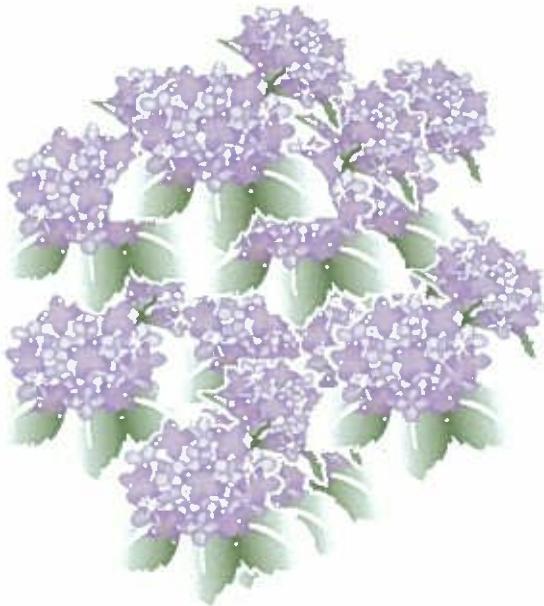
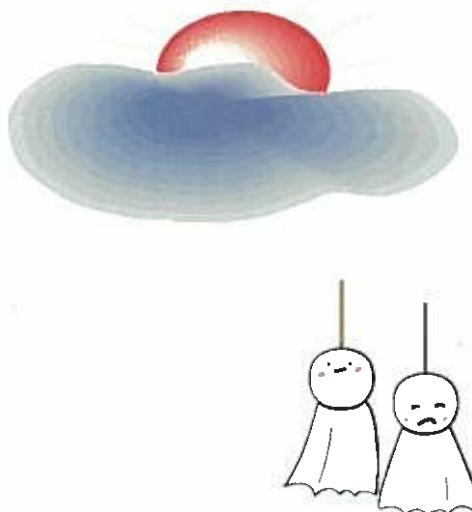
吉 村 みゆき

# ◆◇ 山口会計営業カレンダー ◇◆

赤は山口会計の休業日

6月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					



7月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

## 関与先企業さまへお知らせ

お客様の広告チラシ等がございましたら、月1回発行のみどり通信発送先、すべてに無料で同封いたします。お気軽にお申し付けください。

発行 山口 昇税理士事務所

加茂市旭町15番30号 TEL 0256-52-6869 FAX 0256-52-1674

<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/> e-mail:yn@tkcnf.or.jp